

# ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 2 2004年12月28日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

## 第1回訴訟期日が決まりました

県に対する訴訟（南摩ダム、湯西川ダム、八ツ場ダム）は

1月27日（木）午前10時より 事件番号（行ウ）第14号

市に対する訴訟（湯西川ダム）は

2月 2日（水）午前10時より 事件番号（行ウ）第15号

### 原告が意見陳述

訴訟の第1回目というのは、通常は双方の当事者から形式的な書面が出され（訴状陳述）、それでおしまいということが多いのですが、今回は特にこちらの弁護団から要求して、意見陳述がおこなわれます。1月27日の南摩ダムに関する訴訟では、パワーポイントも駆使して、思川開発事業がいかにムダなダム事業であるか、また建設予定地の住民が40年間どのように翻弄されてきたのかという現状など、訴訟の中心的ことがらをかいつまんで、4人の原告が裁判官に直接訴えかけることになりました。

### 傍聴席をいっぱいしよう

傍聴席は約30あるようです。原告団を元気づけ、この訴訟を支援するために、1月27日、2月2日には傍聴席を満杯にしようではありませんか。

### 次回弁護団会議は1月19日（水）

次回弁護団会議は1月19日（水）午後6時30分より弁護士会館で開かれます。「ムダなダムをストップさせる栃木の会」会員は、原告であるかどうかにかかわらず弁護団会議にぜひご参加ください。

### 今回の訴訟の内容について、訴状から解説していきますーその1

訴状提出：2004（平成16）年11月9日

提出先：宇都宮地方裁判所 民事部

原告ら訴訟代理人：弁護士 大木 一 俊 外36名

事件：公金支出差止等請求住民訴訟事件

訴訟物の価格 金480万円

貼用印紙額 金2万9000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告栃木県知事は、次の各負担金を支出してはならない。

- (1) 独立行政法人水資源機構法第29条第1項に基づく、思川開発事業の建設負担金
  - (2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく、思川開発事業及び湯西川ダム建設事業の水源地域整備事業の経費負担金
  - (3) 思川開発事業及び湯西川ダム建設事業に関する財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
  - (4) 河川法第60条に基づく思川開発事業及び湯西川ダム建設事業の負担金
  - (5) 河川法第63条に基づくハッ場ダム建設事業の負担金
- 2 被告栃木県知事が、独立行政法人水資源機構に対し、思川開発事業使用権設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被告栃木県知事は、栃木県を代表して、債務者福田昭夫（2004年9月10日以前の1年間において栃木県知事の地位にあった者）に対し、金7億6901万0373円及びこれに対する2004（平成16）年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の請求をせよ
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、いずれも栃木県の住民である。
- (2) 被告栃木県知事は、栃木県の執行機関であって、栃木県の財産を管理する一般的権限を有するものである。

### 2 本件住民訴訟の対象となる3事業の概要（以下主な項目のみ）

- (1) 思川開発事業の概要
- (2) 湯西川ダム建設事業の概要
- (3) ハッ場（ヤンバ）ダム建設事業の概要
- (4) 3事業の事業費（総事業費、栃木県の負担額ほか）

### 3 本件住民訴訟の対象となる財務会計行為および怠る事実

（水特法、河川法に基づく関係負担金、水源地域対策基金に対する利水・治水負担金ほか）

### 4 被告らが財務会計行為および財産管理をなすにあたり遵守すべき法規範の内容

（地方財政法第3・4・8条ほか）

### 5 財務会計行為及び財産管理を怠る事実の違法性

（思川開発事業による利水上の利益の不存在、南摩ダムの利水上の欠陥、本3事業による治水上の利益の不存在、ダム建設がもたらす様々な問題点ほか）

### 6 住民監査請求の経由

### 7 結論

以上の次第で原告らは、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、被告栃木県知事に対し、本3事業に関する利水上、治水上の各負担金の支出の差止めを求め（請求の趣旨1項）、また、同項第3号に基づき、被告水道事業管理者が財産（ダム使用権の設定を受けるべき地位）の管理を怠る事実の違法確認を求める（同2項）とともに、同項第4号に基づき都知事および水道事業管理者の地位にあった個人に対し然るべき損害賠償請求がなされるべきことを求めて（同3項）本訴に及んだのである。

次回以降、3事業の概要や地方自治法、河川法ほか、順次解説していく予定です。なお、「ここが知りたい」「これはどうなっているの」等のご質問も歓迎します。事務局あてぜひお寄せください。

ムダなダムをストップさせる栃木の会  
小山市城東 2-10-22  
TEL 0285-23-8505  
FAX 0285-22-5608  
振替口座 00140-1-500609